地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金交付規程

制 定 平成 1 5 年 1 0 月 1 日 平成 1 5 年度規程第 4 3 号 一部改正 平成 1 9 年 3 月 3 0 日 平成 1 8 年度規程第 2 7 号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成14年 法律第145号。以下「機構法」という。)第15条第1項第8号及び第9号の規定に基 づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)が行 う地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金(以下「補助金」とい う。)の交付の手続き等を定め、もってその業務の適性かつ確実な処理を図ることを目 的とする。

(適用)

第2条 機構が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律179号)、機構法、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機 構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成15年経済産業省令第120号)及 び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法 書(15度新エネ総第1001004号)に定めるところのほか、この規程による。

(定義)

- 第3条 この規程で「補助事業」とは、補助金の交付対象となった地域新エネルギー・ 省エネルギービジョンに係る策定等事業をいう。
- 2 この規程で「補助事業者」とは、補助事業を実施する者をいう。

(交付の対象)

第4条 機構は、次の各号に掲げる事業の実施に必要な経費のうち、補助金の交付の対象 として機構が認める費用(以下「補助対象費用」という。)について、予算の範囲内におい て、当該補助事業を行う地方公共団体又は地方公共団体の出資に係る法人に対し、当該 補助対象費用に充てるため補助金を交付する。

ただし、地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定調査のうち事業化に係るフィージビリティスタディについては、地方公共団体又は地方公共団体の出資に係る法人が作成した地域新エネルギー・省エネルギービジョン等に基づき当該事業を実施する者を対

象とする。

- 一 初期段階調査
- 二 地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定調査
- 2 補助対象費用の区分は別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 前条に規定する補助金の額は、年間で補助対象費用の合計額とする。

(交付の申請)

- 第6条 機構は、補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)に対し、 様式第1による補助金交付申請書に実施計画書等の機構が指示する書面を添付して、 機構が指示する期日までに提出させるものとする。
- 2 機構は、申請者が前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象費用に含まれる消費税及び地方消 費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消 費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請させるものとする。 ただし、交付申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、 この限りでない。

(交付の決定)

- 第7条 機構は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書をもって申請者に通知するものとする。この場合において補助金の適正な交付を行うために必要があると認めたときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。
- 2 機構は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができるものとする。
- 3 機構は、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助 金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、 これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 機構は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金 に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、 その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

5 機構は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、その旨を申請者に通知するもの とする。

(交付の条件)

- 第8条 機構は、補助金の交付を決定する場合において、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。
 - 一 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる 管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
 - 二 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第3による遅延

等報告書を機構に提出し、その指示を受けるべきこと。

- 三 補助事業者は、第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構 の承認を受けるべきこと。
- 四 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約する場合において、補助事業の運営上一 般競争入札によることが著しく困難又は不適当である場合を除き、一般競争入札によ るべきこと。
- 五 補助事業者は、機構が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助 事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認め たときは、機構の指示に従うべきこと。
- 六 補助事業者は、機構が第16条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は 一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- 七 補助事業者は、機構が第13条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還

しなかったときは、第13条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

八 補助事業者は、機構が第16条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を 請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、第16条第5項の 規

定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返 還

しなかったときは、第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

- 九 補助事業者は、機構が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅延なくこれに応ずべきこと。
- 十 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理

に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付けし、又は担保に供することをいう。) しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。

十一 補助事業者は、第19条第3項及び第20条第4項の規定に基づく取得財産等の 処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部(消 費

税及び地方消費税相当額を除く。)を納付すべきこと。

- 十二 補助事業者は、第9条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取り下げをしようとするときは、機構に報告すべきこと。
- 十三 補助事業者は、補助事業終了後、機構の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

(申請の取り下げ)

- 第9条 第7条第1項の規定による通知を受けた者は、当該通知書に係る補助金の交付の 決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合において、補助金の交付の申請を 取下げをしようとするときは、交付の決定の通知があった日から起算して10日以内に 様式第4による交付申請取下げ届出書を機構に提出しなければならない。
- 2 機構は、前項に基づく申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の 決定はなかったものとみなす。

(計画変更の承認)

- 第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第5に よる補助事業計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 一 補助事業の内容を変更しようとするとき
 - 二 補助対象費用の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更をする場合を除く。
 - 三 補助事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき。
 - 四 補助事業の全部若しくは一部を中止、又は廃止しようとするとき。
- 2 機構は、前項に基づく補助事業計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、 当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当 該補助事業者に通知するものとする。
- 3 機構は前項の承認をする場合は、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を 付すことができる。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る 補助事業の実施状況を、様式第6による実施状況報告書により、指示する期間までに機 構に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日)から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する機構の会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書を機構に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税 額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業が機構の会計年度内に終了しなかったときは、翌会計年度の 末日までに様式第8による補助事業年度末実績報告書を機構に提出しなければならな い。
- 4 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合に は、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第13条 機構は、前条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る 書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が 補助金の交付の決定の内容(第10条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承 認された内容)及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金 の額を確定し、補助事業者に速やかに通知するものとする。
- 2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象費用の区分ごとの実支出額と、これらに対応する交付決定された補助金の額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。
- 3 機構は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を 超える補助金が交付されているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還 を請求するものとする。
- 4 機構は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を 速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - 一 返還すべき補助金の額
 - 二 加算金及び延滞金に関する事項
 - 三 納期日

- 5 機構は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、 様式第9により報告させるものとする。
- 6 機構は、補助事業者が返還すべき補助金を第4項第三号の期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに機構に提出しなければならない。
- 2 機構は、前項の報告書の提出があったときには、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 3 前条第6項の規定は、前項の返還を請求する場合において準用する。

(補助金の支払)

- 第15条 機構は、第13条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められた場合には、補助金の一部について概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11 による補助金精算(概算)払請求書を機構に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第16条 機構は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第7条第1項の 規定に基づく補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容 若しくはこれに付した条件を変更することができる。
 - 一補助事業者が法令、この規程に基づく機構の交付決定の内容若しくは指示に違反した場合。
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - 三 補助事業者が補助事業等に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 前項の規定は、第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 機構は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知す

るものとする。

- 4 機構は、第1項に基づく取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、 既に補助金が交付されているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を 請求するものとする。
- 5 機構は、前項(但し、第1項第四号に該当する場合を除く)の返還を請求するときは、 当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額(その一部を 納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利 10.95%の割合で計算した加算金を加えて補助事業者から徴収するものとする。
- 6 第13条第4項から第6項の規定は、第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の 規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第13条第5 項中「様式第9」とあるのは、「様式第12」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

- 第17条 機構は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 機構は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に 充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第18条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 2 前条第2項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

- 第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」と言う。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第13による取得財産等管理台帳を備えて、 管理するとともに、当該年度に次案に規定する処分を制限する取得財産等があるときは、 様式第13による取得財産等明細表を第12条第1項に定める補助事業実績報告書に 添付して提出するものとする。

3 機構は、補助事業者が次条に規定する処分を制限する取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることができるものとする。

(取得財産の処分の制限等)

- 第20条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、部品及びその他の財産とする。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、経済産業大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得 財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第14による財産処分承認申請書 を機構に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(補助事業の経理等)

第21条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、 その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支 に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属 する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(附 則)

この規程は、平成 19 年 3 月 30 日に制定、 平成 19 年 4 月 1 日より適用する。

別表

補助対象費用

区 分(費目)	内 容
謝金	• 諸謝金
旅費	・委員等旅費 ・職員旅費
諸 経 費	・印刷製本費・通信運搬費・会議費・借料・調査費(委託分を含む)

番 号 年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理 事 長 殿

> 住 所 申 請 者 氏 名 (名称及び代表者等の氏名) 印

平成 年度地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金 交付申請書

地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金交付規程第6条第1項の 規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

- 1. 補助事業の名称
- 2. 補助事業の目的及び内容
- 3. 補助事業の実施計画
- 4. 補助金交付申請額
 - (1)補助事業に要する費用
 - (2)補助対象費用
 - (3)補助金交付申請額
- 5. 補助事業に要する費用の区分ごとの配分(別紙1)
- 6. 補助事業に要する費用の四半期別発生予定額(別紙2)
- 7. 補助事業の開始及び完了予定日
 - (1)開始予定年月日
 - (2)完了予定年月日

- (注) 1. この申請書には、以下の書面を添付すること。
 - (1)ビジョンの全体計画を記した実施計画書。
 - (2)地方公共団体の出資に係る法人においては、その出資を証する書類。
 - 2. 消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。 補助金所要額-消費税等仕入控除税額=補助金の額
 - 3. 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

(別紙1)

補助事業に要する費用の配分

(単位:円)

区分	補助事業に要する費 用	補助対象費用	補助金の額
合計			

(別紙2)

補助事業に要する費用の四半期別発生予定額

(単位:円)

	補助事業に要する費用						
区分	第 1 ·	第2・	第3・	第4 ·			
	四半期	四半期	四半期	四半期	計		
∧ =1							
合計							

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

番 号 年 月 日

申請者名称

代表者等名

あて

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理 事 長 名 印

平成 年度地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金 交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった平成 年度地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金については、地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金交付規程第7条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1. 補助金の交付の対象となる事業及び内容は、平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった平成 年度地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金交付申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。
- 2. 補助事業に要する費用、補助対象費用及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に対する費用

円

補助対象費用

円

補助金の額

円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する費用、補助対象費 用又は補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

3. 補助対象費用の配分及びこの配分された費用の額に対応する補助金の額は、次のとおりとする。

(単位:円)

区分	補助事業に要する 費 用	補助対象費用	補助金の額
合 計			

- 4. 補助金の額の確定は、配分された補助対象費用の区分ごとの実支出額と、これらに対応する交付決定された補助金の額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。
- 5. 補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければならない。
 - 一 補助事業者は、地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金交付 規程(平成 年 月 日 第 号。以下「交付規程」という。)、補助金の交 付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事 業を行うべきこと。
 - 二 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合 合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに様式第3による遅延 等

報告書を機構に提出し、その指示を受けるべきこと。

- 三 補助事業者は、交付規程第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらか じめ機構の承認を受けるべきこと。
- 四 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約する場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適当である場合を除き、競争入札によるべき

ے ج

- 五 補助事業者は、機構が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助 事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認め たときは、機構の指示に従うべきこと。
- 六 補助事業者は、機構が交付規程第16条第1項の規定による補助金の交付の決定の 全部又は一部を取り消したときには、これに従うべきこと。
- 七 補助事業者は、機構が交付規程第13条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日

までに返還しなかったときは、交付規程第13条第6項の規定に基づき延滞金を納付

すべきこと。

- 八 補助事業者は、機構が交付規程第16条第4項の規定による補助金の全部又は一部 の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、交付規程 第
- 16条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、

該期日までに返還しなかったときは、交付規程第16条第6項の規定に基づき延滞 金

を納付すべきこと。

- 九 補助事業者は、機構が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅延なくこれに応ずべきこと。
- 十 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理

に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分 (補

助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付けし、又は担保に供することを い

- う。) しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- 十一 補助事業者は、交付規程第19条第3項及び第20条第3項の規定に基づく取得 財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は

部(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を納付すべきこと。

- 十二 補助事業者は、交付規程第9条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取り 下げをしようとするときは、機構に報告すべきこと。
- 十三 補助事業者は、補助事業終了後、機構の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。
- 十四 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税

額を減額することとなる。ただし、交付申請書において、当該消費税等仕入控除税額

が明らかでない場合に適用する。

6. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律

第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ること に留意すること。

- 一 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の 返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- 二 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- 三 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- 四 機構の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- 五 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

番 号 年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理 事 長 殿

> 住 所 申 請 者 氏 名 (名称及び代表者等の氏名) 印

平成 年度地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金 遅延等報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった上記補助金に係る補助事業の遅延等について、地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業 費補助金交付規程第8条第二号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1. 遅延等の原因及び内容
- 2. 遅延等に係る金額 金 円
- 3. 遅延等に対してとった措置
- 4. 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5. 補助事業の遂行及び完了予定日

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

番 号 年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理 事 長 殿

> 住 所 申 請 者 氏 名 (名称及び代表者等の氏名) 印

平成 年度地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金 交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金の交付申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金交付規程第9条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1. 補助事業の名称
- 2. 交付の申請の取下げ理由
- 3. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象費用及び補助金の額
 - (1)補助対象費用
 - (2)補助金の額

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

番 号 年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理 事 長 殿

> 住 所 申 請 者 氏 名 (名称及び代表者等の氏名) 印

平成 年度地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金 補助事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る 補助事業計画を下記のとおり変更したいので、地域新エネルギー・省エネルギービジョン 策定等事業費補助金交付規程第10条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

- 1. 補助事業の名称
- 2. 計画変更の内容
- 3. 計画変更の理由
- 4. 計画変更が補助事業に及ぼす影響及び効果
- 5. 計画変更後の費用の配分(別紙)
- (注) 1. 中止又は廃止にあたっては、その後の措置を含めてこの様式に準じて申請する こと。
 - 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

計画変更後の費用の配分

(単位:円)

区分	-	補助対象費用		補助金の額			
	配分済額	変更額	改配分額	配分済額	変更額	改配分額	
合計							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

番 号 年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理 事 長 殿

> 住 所 申 請 者 氏 名 (名称及び代表者名の氏名) 印

平成 年度地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金 実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る 補助事業の実施状況について、地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補 助金交付規程第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 1. 補助事業の名称
- 2. 補助事業の実施状況の概要
- 3. 補助事業に要する費用の使用状況 (別紙)
- (注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(別紙)

補助事業に要する費用の使用状況

(単位:円)

			(十四・11)
		補助事業に要する費用	
	配分済額	実績額	支出見込額
		(年月日~年月日)	(年月日~年月日)
合計			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

番 号 年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理 事 長 殿

> 住 所 申 請 者 氏 名 (名称及び代表者等の氏名) 印

平成 年度地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金 補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る 補助事業が完了しましたので、地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補 助金交付規程第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 1. 実施した補助事業
 - (1)補助事業の内容
 - (2)補助事業の効果
- 2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
- 3. 補助金受領額及び受領年月日
 - (1)受領額
 - (2)内訳
 - ①第 回概算払額
 - ②第 回概算払額
- 4. 補助事業の収支決算
 - (1)収入・支出の総額
 - (2)収支明細表 (別紙)

- (注) 1. 消費税及等仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の式を明記すること。 補助金所要額-消費税等仕入控除税額=補助金の額
 - 2. 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

(別紙)

収支明細書

(単位:円)

	交付決定額		交付決定額							
	及び	交付沒	中定額	流用地	曽減額	流用後交	付決定額			
	決算額	補助対象	補助金の	補助対象	補助金の	補助対象	補助金の			
区	分	費用	額	費用	額	費用	額			
	A =1									
	合計									

(単位:円)

		決算額									
区分	収入		支出		差引	備考					
	補助金の	補助対象費	補助対象費	補助金の額	補助金						
	収入額	用の実績額	用		返納額						
∧ ∌1.											
合計											

番 号 年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理 事 長 殿

> 住 所 申 請 者 氏 名 (名称及び代表者等の氏名) 印

平成 年度地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金 補助事業年度末実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金交付規程第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 1. 実施した補助事業
 - (1)補助事業の内容
 - (2)補助事業の効果
- 2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
- 3. 補助金受領額及び受領年月日
 - (1)受領額
 - (2)内訳
 - ①第 回概算払額
 - ②第 回概算払額
- 4. 補助事業の収支決算
 - (1)収入・支出の総額
 - (2)収支明細表 (別紙)
- (注) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

(別紙)

収支明細書

(単位:円)

交付決定額			交付海	央定額			交付決定	額のうち
及び	交付沒	央定額	流用増減額		流用後交付決		翌年度への繰越額	
決算額					定	額		
区分	補助対	補助金	補助対	補助金	補助対	補助金	補助対象	補助金の
	象費用	の額	象費用	の額	象費用	の額	費用	額
合計								

(単位:円)

	決算額										
区分	収入		支出		差引	備考					
	補助金の	補助対象費	補助対象費	補助金の額	補助金						
	収入額	用の実績額	用		返納額						
合計											
H F1											

番 号 年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理 事 長 殿

> 住 所 申 請 者 氏 名 (名称及び代表者等の氏名) 印

平成 年度地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金 返還報告書(確定に係るもの)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定を超える部分について返還したので、地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金交付規程第13条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 1. 補助事業の名称
- 2. 補助金確定通知額及び年月日
- 3. 既に交付を受けている補助金の額
- 4. 返還を請求された金額及び年月日
- 5. 返還すべき金額及び年月日
- 6. 返還した金額及び年月日
- (1)返還金
- (2)延滞金
- 7. 延滞金の算出根拠
- 8. 未返還金額
 - (1)返還金
 - (2)延滞金
- (注) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

番 号 年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理 事 長 殿

> 住 所 申 請 者 氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印

平成 年度地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金消費税額 及び地方消費税額の確定に伴う報告書

地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金交付規程第14条第1項 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 1. 補助金額(交付規程第13条第1項による額の確定額)
- 2. 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額
- 3. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額
- 4. 補助金返還相当額(3.-2.)
- (注) 1. 別紙として積算の内訳を添付すること。
 - 2. 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

番 号 年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理 事 長 殿

> 住所 申請者氏名 (名称及び代表者等の氏名) 印

平成 年度地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金 精算(概算)払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金の精算 (第 回概算) 払を受けたいので、地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業 費補助金交付規程第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1. 精算(概算) 払請求金額 金 円
- 2. 請求金額の内訳 (別紙)
- 3. 概算払を必要とする理由
- 4. 振込先

(注) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

請求金額の内訳

(単位:円)

	神	甫助対象費用♂)額	補助率	1	補助金の額	
	配分済額	実績額	支出見込額		配分済額	前回まで	今回
		(年月日~	(年月日~			の受領額	請求額
		年月日)	年月日)				
合計							
Н РГ							

(注) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

番 号 年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理 事 長 殿

> 申 請 者 住 所 氏 名 (名称及び代表者等の氏名) 印

平成 年度地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金 返還報告書(取消しに係るもの)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金交付規程第16条第6項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

- 1. 補助事業の名称
- 2. 既に交付を受けている補助金の額
- 3. 返還を請求された金額及び年月日
- 4. 返還した金額及び年月日
 - (1)返還金
 - (2)加算金
 - (3)延滞金
- 5. 加算金及び延滞金の算出根拠
- 6. 未返還金額
 - (1)返還金
 - (2)加算金
 - (3)延滞金
- (注) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

取得財産等管理台帳(取得財産等明細書)

[平成 年度]

(単位:円)

規格	数量	単価	金額	取 得	耐 用	保管	備考
				年月日	年 数	場所	

(注)

- 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第20条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2. 財産名の区分は、(イ) 事務用備品、(ロ) 事業用備品、(ハ) 書籍・資料、(ニ) 無体財産 権、
 - (ホ) その他の物件(不動産及びその従物)とする。
- 3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- 5. 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

番 号 年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理 事 長 殿

> 住 所 申 請 者 氏 名 (名称及び代表者等の氏名) 印

平成 年度地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金 財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る 補助事業について、地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金交付規 程第20条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由(注1)

財産の名称	財産名 (仕様)	数量	処分の方法	処分の理由	備考 (処分の時期等)

- 2. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)(注2、3)
- 3. 処分の条件(注2、3)

- (注) 1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己 使用の場合は、用途を記載する。
- (注) 2. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の相手方のある場合は、 それぞれの相手方及び条件について記載する。自己使用の場合は不要。
- (注) 3. 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。
- (注) 4. 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする